

議案第3号

会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部改正について

令和3年12月9日提出 岩手県人事委員会 委員長 熊谷 隆司

第1 趣旨

会計年度任用職員の特別休暇について、不妊治療に係る通院等のための休暇を新設する等、所要の改正をすること。

第2 規則案の内容

- (1) 不妊治療に係る通院等のための特別休暇を新設すること。(第26条関係)
- (2) 特別休暇のうち、産前休暇、産後休暇、配偶者出産休暇及び育児参加休暇について、有給とすること。(第26条関係)

第3 施行期日(附則関係)

令和4年1月1日

会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月 日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第 号

会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の給与等に関する規則（令和元年岩手県人事委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(特別休暇)</p> <p>第26条 特別休暇（職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年岩手県人事委員会規則第30号。以下「勤務時間等規則」という。）第12条第1号、第2号、第4号、第6号、<u>第8号から第13号まで、第17号、第20号及び第24号から第26号まで</u>に規定するものに限る。）は、勤務時間等条例適用職員の例による。この場合において、勤務時間等規則第12条第6号、<u>第20号及び第24号</u>中「範囲内の期間」とあるのは「範囲内で任命権者等が定める期間」と、<u>同条第8号</u>中「人事委員会」とあるのは「任命権者等」と読み替えるものとする。</p> <p>2 特別休暇（勤務時間等規則第12条第3号、第5号、第7号、<u>第14号から第16号まで、第18号、第19号、第21号及び第22号</u>に規定するものについて、任命権者等が定める会計年度任用職員が取得する場合に限る。）は、勤務時間等条例適用職員の例による。この場合において、勤務時間等規則第12条第5号、第7号、<u>第14号、第15号、第18号、第19号及び第22号</u>中「範囲内の期間」とあるのは「範囲内で任命権者等が定める期間」と、同条第5号、<u>第14号及び第15号</u>中「一の年」とあるのは「一の会計年度」と読み替えるものとする。</p> <p>3 特別休暇（勤務時間等規則第12条第4号、第5号、<u>第7号、第11号から第13号まで、第16号、第18号、第19号及び第21号</u>に規定するものに限る。）については、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの報酬額又は給与額を減額する。</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第26条 特別休暇（職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年岩手県人事委員会規則第30号。以下「勤務時間等規則」という。）第12条第1号、第2号、第4号、第6号、<u>第9号から第14号まで、第18号、第21号及び第25号から第27号まで</u>に規定するものに限る。）は、勤務時間等条例適用職員の例による。この場合において、勤務時間等規則第12条第6号、<u>第21号及び第25号</u>中「範囲内の期間」とあるのは「範囲内で任命権者等が定める期間」と、<u>同条第9号</u>中「人事委員会」とあるのは「任命権者等」と読み替えるものとする。</p> <p>2 特別休暇（勤務時間等規則第12条第3号、第5号、第7号、<u>第8号、第15号から第17号まで、第19号、第20号、第22号及び第23号</u>に規定するものについて、任命権者等が定める会計年度任用職員が取得する場合に限る。）は、勤務時間等条例適用職員の例による。この場合において、勤務時間等規則第12条第5号、第7号、<u>第8号、第15号、第16号、第19号、第20号及び第23号</u>中「範囲内の期間」とあるのは「範囲内で任命権者等が定める期間」と、同条第5号、<u>第7号、第15号及び第16号</u>中「一の年」とあるのは「一の会計年度」と読み替えるものとする。</p> <p>3 特別休暇（勤務時間等規則第12条第4号、第5号、<u>第8号、第14号、第17号及び第22号</u>に規定するものに限る。）については、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの報酬額又は給与額を減額する。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、令和4年1月1日から施行する。

会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部改正について

1 趣旨

人事課から、会計年度任用職員の仕事と家庭生活の両立支援のため、不妊治療休暇（特別休暇）を新設するとともに、産前休暇、産後休暇、配偶者出産休暇及び育児参加休暇（いずれも特別休暇）を有給休暇とすることについて要請があったことから、対応を検討するもの。

2 検討の背景

本年の人事院による「公務員人事管理に関する報告」において、非常勤職員の休暇の新設、有給化等が言及されたこと。（別紙：参考1）

3 特別休暇の概要

現行制度

会計年度任用職員の特別休暇については、休暇の種類に応じて、有給・無給が区別されている。（別紙：参考2及び参考3）

【会計年度任用職員の特別休暇】 ※勤務時間等条例適用職員は全て有給

特別休暇の種類	有給・無給の別	特別休暇の期間
産前（第11号）	無給	勤務時間等条例適用職員と同様
産後（第12号）	無給	〃
配偶者出産（第18号）	無給	〃
育児参加（第19号）	無給	〃

4 改正案

人事課からの要請のとおり、不妊治療のための特別休暇（有給）を新設するとともに、産前休暇、産後休暇、配偶者出産休暇及び育児参加休暇を有給休暇として措置する。

【理由】

- ・ 会計年度任用職員の特別休暇は、国の非常勤職員において認められている休暇に準拠しており、新たに措置される休暇及び有給とされる休暇について、国と異なる取扱いをする特段の理由がないこと。

5 施行日

令和4年1月1日

別紙

参考 1

【公務員人事管理に関する報告（令和3年8月10日）】

2 妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援

本院は、（中略）妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のため、人事院規則の改正等により、以下に掲げる休暇・休業等に関する措置を一体的に講じる。

(1) [略]

(2) [略]

(3) 非常勤職員の休暇の新設及び育児休業の改善

妊娠、出産、育児等のライフイベントが生じ得ることは常勤・非常勤といった勤務形態で変わるものではないことから、非常勤職員についても休暇・休業等に関する措置を一体的に講じる。

具体的には、(2)で述べた不妊治療のための休暇（有給）を継続的な勤務が見込まれる非常勤職員も対象として新たに設けるとともに、継続的な勤務が見込まれる男性の非常勤職員について配偶者出産休暇（有給）及び育児参加のための休暇（有給）を新たに設けるほか、非常勤職員の産前及び産後の期間に係る休暇を有給とする。

参考 2

会計年度任用職員の給与等に関する規則（令和元年人事委員会規則第9号）

（特別休暇）

第26条 特別休暇（職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年岩手県人事委員会規則第30号。以下「勤務時間等規則」という。）第12条第1号、第2号、第4号、第6号、第8号から第13号まで、第17号、第20号及び第24号から第26号までに規定するものに限る。）は、勤務時間等条例適用職員の例による。（以下略）

2 特別休暇（勤務時間等規則第12条第3号、第5号、第7号、第14号から第16号まで、第18号、第19号、第21号及び第22号に規定するものについて、任命権者等が定める会計年度任用職員が取得する場合に限る。）は、勤務時間等条例適用職員の例による。（以下略）

3 特別休暇（勤務時間等規則第12条第4号、第5号、第7号、第11号から第13号まで、第16号、第18号、第19号及び第21号に規定するものに限る。）については、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの報酬額又は給与額を減額する。

参考3

会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル(第2版 平成30年10月) 総務省作成

II 各論

3 会計年度任用職員制度の整備

③ 勤務条件等

(ウ) 休暇等

会計年度任用職員については労働基準法が適用されることから、労働基準法に規定する公民権行使の保障（労働基準法第7条）、年次有給休暇（労働基準法第39条）、産前産後休業（労働基準法第65条）、育児時間（労働基準法第67条）、生理休暇（労働基準法第68条）を制度的に設けなければなりません。また、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下「育児・介護休業法」という。）第61条において、地方公務員に関する介護休業（介護休暇）、短期の介護休暇及び子の看護休暇に係る規定が設けられており、これらの規定については、勤務期間等一定の条件を満たす会計年度任用職員にも適用されます。

会計年度任用職員の休暇については、国の非常勤職員との権衡の観点（新地方公務員法第24条第4項）**を踏まえ、国の非常勤職員について**人事院規則15-15（非常勤職員の勤務時間及び休暇）に**定められている以下の休暇について、対象者の範囲等も踏まえつつ、必要な制度を確実に整備することが必要**です。（以下略）

i) 有給の休暇

年次休暇、公民権の行使、官公署への出頭、災害、災害等による出勤困難、災害時の退勤途上危険回避、親族の死亡

ii) 無給の休暇

産前・産後、保育時間、子の看護、短期の介護、介護、生理日の就業困難、負傷又は疾病、骨髄移植

会計年度任用職員の特別休暇については、**国の非常勤職員に認められている特別休暇に準拠し、休暇の種類、有給・無給の別、休暇の期間を定めている団体が多数**であること。

参考 4

○職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年人事委員会規則第30号）

（特別休暇）

第12条 勤務時間等条例第15条の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。

(1)～(10) [略]

(11) 6週間（母性保護のため必要がある場合にあつては8週間、多胎妊娠の場合にあつては14週間）以内に出産する予定である女性職員が請求した場合 出産の日までの請求した期間

(12) 女性職員が出産した場合 出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した女性職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認められた業務に就く期間を除く。）

(13)～(17) [略]

(18) 職員が妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合 人事委員会が定める期間内における3日の範囲内の期間

(19) 職員の妻が出産する場合であつてその出産予定日の6週間（母性保護のため必要がある場合にあつては8週間、多胎妊娠の場合にあつては14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日の範囲内の期間

(20)～(26) [略]